參考事項		
扶助申請人	本籍	
	住所	
	氏名	年月日生

右通知ス

年 月 日

所在地

官衙ノ名稱及其ノ長 氏 名 ㊞

府縣知事又ハ市町村長宛

備考

一、本表中被徴用者ノ從事シ又ハ從事シタル總動員業務職業又ハ場所ニ付軍機保護上特ニ必要アルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

二、本表中該當事項ニ付テハ詳細ニ記入シ否ラザル事項ノ項ニハ斜線ヲ附スルモノトス

三、地方長官ヨリ扶助申請人ノ通知ヲ受ケタルトキハ參考事項ノ項ニ扶助申請人ノ本籍、住所氏名ヲ記入スルモノトス

四、「現ニ支給ヲ受クル給料、賃金又ハ給料、賃金ニ準ズベキ給與ノ月額」ハ左ノ例ニ依リ之ヲ記載スルモノトシ日給、時給又ハ請負利益金等ハ最近三ケ月ノ平均額ニ依ルモノトス

(記載例)

總額	圓		
一、月給、日給又ハ時給	圓(最近三ケ月平均 一日就業日數 日)	一、何々手當	圓
(內譯) 一、請負加給金	圓	一、補給金	圓
一、早出、殘業賃錢及加給	圓	一、實物給與(何)換算額	圓
一、夜業加給	圓	一、何々	圓
控除額	圓		
(內譯) 一、何々			
差引支拂額	圓		

告示

◎大藏省告示第五十四號

敵産管理法施行令第四條第一項ノ規定ニ依リ敵産管理人ヲ左ノ通選任ス

昭和十七年二月十日

大藏大臣 賀屋 興宣

敵産	敵産管理人ノ住所及氏名又ハ商號
一、ネーデルランデッシ・インデンシュ・ハンデルス・バンク・エヌ・ビイノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ネザーランデッシュ・ハンデル・マーツチャッピー・エヌ・ヴイノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、フイリップス日本ラヂオ株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	横濱市中區南仲通五丁目六十番地 横濱正金銀行
一、ノルウヰッチ・ユニオン・フアイヤ・インシュランス・ソサイエテイ・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ノース・ブリテイッシュ・エンド・マーカンタイル・インシュランス・コンパニー・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ゼ・ヨークシャイヤ・インシュランス・コンパニー・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ゼ・コムマーシャル・ユニオン・アッシュランス・コムパニー・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ゼ・ネザランズ・インシュランス・コムパニー・エスタブリッシュド一八四五ノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ユニオン・インシュランス・ソサイエチー・オブ・カントン・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ゼ・ロンドン・アッシュランス・コーポレーションノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ゼ・ロー・ユニオン・エンド・ロック・インシュランス・コムパニー・リミテッドノ本邦營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ゼ・パラタイン・インシュランス・コムパニー・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ユニオン・アッシュランス・ソサイエテイ・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ゼ・サウス・ブリテッシュ・インシュランス・コムパニー・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ゼ・ホーム・インシュランス・コムパニーノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、カレドニアン・インシュランス・コムパニーノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ゼ・コンチネンタル・インシュランス・コムパニーノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ローヤル・インシュランス・コムパニー・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地ノ一 東京海上火災保險株式會社
一、ゼ・ガーディアン・アッシュランス・コムパニー・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、フヰニックス・アッシュランス・コンパニー・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ノーザン・アッシュランス・コムパニー・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ゼ・ロンドン・エンド・プロビンシャル・マリン・エンド・ゼネラル・インシュランス・コムパニー・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ゼ・ロンドン・エンド・ランカシャイヤ・インシュランス・コムパニー・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、サン・インシュランス・オフィス・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京市麴町區大手町一丁目六番地六 東京火災保險株式會社

敵産	敵産管理人ノ住所及氏名又ハ商號
一、アライアンス・アッシュランス・コムパニー・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ニュージーランド・インシュランス・コムパニー・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ゼ・カントン・インシュランス・オフィス・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ゼ・ホンコン・ファイア・インシュランス・コムパニー・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ローヤル・エキスチェンヂ・アッシュランスノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京市麴町區丸ノ内二丁目十六番地二 大正海上火災保險株式會社
一、クリフォード・ウイルキンソン・タンサン鑛泉株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、合名會社横濱タンサン・エンド・エレーテッド・ウオーター・カンパニーニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京市目黒區三田二百四十七番地 大日本麥酒株式會社
一、日本金錢登錄機株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京市芝區白金今里町十四番地 藤山愛一郎
一、日本ナショナル金錢登錄機販賣株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京市荏原區小山七丁目五百三番地 後藤達也
一、日本ワットソン統計會計機械株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京市大森區田園調布四丁目五十五番地 地主延之助
一、シンガー・ソーイング・メシーン・コンパニーノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	横濱市中區本郷町三丁目百六十五番地 木村俊吉
一、日本ハノヴィア石英燈株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	横濱市神奈川區二本榎十五番地 小林文吾
一、ベーカー白金株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京市本郷區本郷一丁目九番地 日本貴金屬株式會社
一、ハノヴイア化學株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京市淀橋區下落合一丁目三百四十七番地 曾我清雄
一、東洋ウエスタン電氣株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京市杉並區西荻窪町三丁目三番地 秋田喜三郎
一、モーガナイト・カーボン株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	横濱市神奈川區新浦島町一丁目一番地 日本カーボン株式會社
一、合資會社萬國塗料製造所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京市芝區田村町一丁目二番地 日本油脂株式會社
一、日本ゼネラル・モータース株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	大阪府北河内郡友呂岐村大字郡千六百十八番地 山本潤吉
一、日本フォード自動車株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、日本フォード金融株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京市芝區白金臺町一丁目八十番地 山本泰辰
一、日本ヴアーキュム・オイル株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	横濱市鶴見區東寺尾町千五百七十四番地 森田半右衞門
一、佐久間工業株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京市足立區千住旭町四十八番地 佐久間榮吉
一、コダック・ジャパン・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	横濱市中區本牧大里町九十六番地 岸龍造
一、株式會社セール商會ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京市目黒區上目黒三丁目千七百二十四番地 岸圓藏
一、米國貿易株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	横濱市神奈川區幸ケ谷六番地ノ三 竹内卯吉
一、株式會社フレザー商會ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、フレザー同族株式會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ゼ・ユニオン・エステート・エンド・インヴエストメント・コンパニー・リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京市中野區千代田町四十七番地 有馬純
一、株式會社アンドリュウス商會ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京市向島區隅田町一丁目千四百四十五番地 樋屋深實
一、アール・エム・アンドリュウスニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	東京市大森區新井宿六丁目四百五十六番地 今井菊壽
一、バタフイルド・エンド・スワイヤ・(ジャパン)リミテッドノ本邦所在營業所ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ゼ・スワイヤ合名會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産 一、ホルト合名會社ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	神戸市須磨區下舞廣町二十四番屋敷 三木善一
一、社團法人横濱カントリー・エンド・アスレティック倶樂部ニ屬シ又ハ其ノ保管スル一切ノ財産	横濱市神奈川區澤渡五十五番地 平沼亮三

◎大藏省告示第五十五號

名古屋市港區海岸通三丁目六番地外七筆所在日本陶磁器輸出組合特殊保税工場ハ昭和十七年一月三十一日限リ廢業ニ因リ特許消滅セリ

昭和十七年二月十日

大藏大臣 賀屋 興宣

◎大藏省告示第五十六號

大阪府南河内郡長野町大字長野字三百六十四番地外二筆所在辻本新三郎特殊保税工場ハ昭和十七年一月二十五日限リ廢業ニ因リ特許消滅セリ

昭和十七年二月十日

大藏大臣 賀屋 興宣

◎陸軍省告示第三號

昭和十七年十二月採用スベキ陸軍戸山學校軍樂生徒ヲ左ノ各號ニ依リ召募ス

細部ニ付テハ陸軍諸學校生徒採用規則ニ依ル但シ本告示中同規則ト異ル事項ニ付テハ本告示ニ依ルモノトス

昭和十七年二月十日

陸軍大臣 東條 英機

一 採用人員 約五〇名

二 志願者年齡 大正十一年四月二日ヨリ大正十五年四月一日迄ニ出生ノ者

三 願書類ノ差出期日及差出先 告示ノ日ヨリ昭和十七年三月三十一日迄ニ到著スル如ク本人ノ希望スル身體檢査地所管聯隊區司令官(朝鮮、臺灣、關東州又ハ滿洲國ニ在リテハ陸軍兵事部長、北支那、中支那、南支那ニ在リテハ其ノ地域ニ在ル陸軍最高指揮官)

四 其ノ他 志願票用紙ハ本人ノ請求ニ依リ教育總監部、陸軍戸山學校又ハ聯隊區司令部(朝鮮、臺灣、關東州又ハ滿洲國ニ在リテハ陸軍兵事部、北支那、中支那、南支那ニ在リテハ其ノ地域ニ在ル陸軍最高指揮官ノ部隊本部)ニ於テ之ヲ交付ス

◎陸軍省告示第四號

昭和十一年陸軍省告示第十號中左ノ通改正ス

昭和十七年二月十日

陸軍大臣 東條 英機

「大日本飛行協會訓練本部東北飛行訓練所」ノ次ニ「大日本飛行協會訓練本部北海道飛行訓練所」ヲ加フ

(參照)

昭和十一年十二月二十四日陸軍省告示第十號ハ操縱候補生等ニ適スル飛行機操縱技能ヲ授クルコトヲ得ルモノト認定スル學校又ハ團體ノ件ナリ

◎文部省告示第五十號

農業學校規程ニ依リ左記實業學校ヲ設置シ昭和十七年四月ヨリ開校ノ件昭和十七年二月七日認可セリ

昭和十七年二月十日

文部大臣 橋田 邦彦

第4525号 本文